

こどもの居場所づくり事業助成金

事務手引き

—平成30年度版—

もくじ

1. あかしこども財団こどもの居場所づくり事業助成金の概要

- (1) 目的
- (2) 助成対象要件
- (3) こどもの居場所づくり事業助成金の内容

2. 事務手続きの流れ

- (1) こども食堂の計画
- (2) 開設の準備
- (3) こども食堂の開催
- (4) 活動の報告
- (5) こども食堂活動記録の確認

3. Question & Answer

- (1) 助成対象要件について
- (2) 助成内容について
- (3) 助成対象経費について
- (4) その他

1. あかしこども財団こどもの居場所づくり事業助成金の概要

(1) 目的

明石市では、孤食や経済的理由を問わず、市内すべての子どもを対象に、食を通じた学習や遊びの場としての居場所作りを行うと共に、地域のあらゆる世代とつながり、また、必要な支援機関につなげる「気づきの拠点」としてのこども食堂の開設を進めています。

そんな中、あかしこども財団では子どもが集まりやすい市内 28 小学校区に一つ以上のこども食堂を開設するため、この助成金を交付いたします。

(2) 助成対象要件

以下の要件すべてを満たす団体に助成します。

- ① 明石市内でこども食堂を開設すること。
- ② 明石市民が運営に関わっており、代表者、運営スタッフ、その他協力者等の人員を含む体制が一定程度整っていること。
- ③ 概ね月 1 回以上こども食堂が開催可能であり、自立的、継続的に運営できること。
- ④ 地域への適切な周知がなされ、子どもたちの十分な参加が見込まれること。参加する子どもたちが主に明石市在住であること。
- ⑤ 子どもたちへの食事の提供以外にプログラムを考えられていること。
- ⑥ 地域に開かれた運営がなされること。
- ⑦ 安全面・衛生面について適切な配慮がされていること。
- ⑧ 子どもたちの情報を適切に管理すること。

ただし、下記に該当する場合は、助成対象とはなりません。

- ① 営利を目的とした事業
- ② 特定の政治的主張の普及を目的とする事業
- ③ 特定の宗教の利害に関する事業

(3) こどもの居場所づくり事業助成金の内容

(1) 助成金の種類

運営助成：開催1回につき助成します。

特別助成：1年度に1回、原則備品の購入費用として助成します。

衛生管理助成：食品衛生協会が開催する食品衛生責任者養成講習会の受講料実費分を助成します。

助成金の種類	A. 手作りの食事	B. 市販品の提供
運営助成（開催1回につき）	20,000円	10,000円
特別助成（1年度に1回）	50,000円	30,000円
衛生管理助成	8,000円	
1年度の限度額（上限）	700,000円	

運営団体が、営業許可を取得しており、主に飲食業を営む団体・個人の方に対しては下記の表の通りに助成します。

運営助成（開催1回につき）	10,000円
特別助成（1年度に1回）	20,000円
衛生管理助成	—
1年度の限度額（上限）	350,000円

(2) 食事の提供方法

A. 手作りの食事

運営されるみなさまが食事を提供される場合、または参加者と一緒に調理をして、食事をされる場合。

B. 市販品の提供

運営されるみなさまがパンやお菓子、お弁当といった市販品を購入し、参加者へ提供される場合。

※上記を組み合わせについて例えば、普段は手作りの食事を提供し、学校が長期休みの間は市販品の食事を提供するということも可能です。

2. 事務手続きの流れ

(1) こども食堂の計画

こども食堂をどんな形で開設するのか、場所や時間、定員、メニュー、スタッフの確保、地域への広報についてなど、地域の人を巻き込みながらしっかり話し合しましょう。

参考：[こども食堂運営マニュアル](#)

(2) 助成金の申請

計画書が出来たら、助成金を申請しましょう。

助成金の申請については2回に分けて申請してください。

こども食堂開催期間	申請期間
4月～9月	4月～9月に申請
10月～3月	9月～3月に申請

提出書類

- こども食堂運営者情報（様式第1号）
- こども食堂計画書（様式第2号）
- こどもの居場所づくり事業助成金交付申請書兼請求書（様式第3号）

(3) 申請内容の審査

助成対象要件と照らし合わせながら、1年以上継続的に実施できるかを審査します。

審査後、助成金については交付決定をして、概ね1か月を目安にお支払いします。

(4) こども食堂の開催

安全・衛生管理に気をつけて開催してください。

こども食堂活動記録（様式第5号）に忘れずに様子を記載しましょう。

かかった経費についてはメモを取り、領収書やレシート等も保管しておきましょう。

(5) 活動の報告

① 毎月月末までに次回の開催日をお知らせください。

提出書類

- こども食堂開催予定表
- こども食堂活動記録（様式第5号）の写しを提出してください。

② 年度替わりの4月末日までにご報告ください。

提出書類

- こども食堂実施報告書（様式第4号）
- こども食堂活動記録（様式第5号）
- 収支記録

※レシートや領収書等の提出は求めませんが、手元に保管しておきましょう。

(6) こども食堂活動記録の確認

提出いただいた報告について、収支記録と合わせて、内容を確認いたします。

3. Question & Answer

(1) 助成対象要件について

Q 1 運営スタッフは全員明石市民でないといけませんか？	全員が明石市民である必要はありません。 ➤ 地域の子どもの対象とする事業なので地域の住民にも運営に関わってもらえるようにしましょう。
Q 2 運営スタッフは何人必要ですか？	子どもの参加人数にもよりますが、最低 5 人程度は必要と考えられます。 ➤ これは運営にあたっては、調理、子どもたちとの遊びや学習支援、地域への広報、会計などを無理なく分担できるようにするためです。
Q 3 毎月 1 回以上開催しなければなりませんか？	概ね月に 1 回の開催をお願いします。 ➤ 気づきの拠点の機能も併せ持つことや、こどもたちへの周知のためにも定期開催が望まれます。
Q 4 子どもの最低参加人数はありますか？	最低参加人数に定めはありません。 ➤ 自治会内の回覧を活用したり、学校へのチラシを配ったりするなど、地域へ広く広報を行った上で開催するようにしましょう。
Q 5 食事以外のプログラムは必要ですか？	食事以外のプログラムもお願いします。 ➤ 食事を調理実習という形で一緒に作って学んだり、遊びや勉強ができたり、食事の提供だけではない、子どもの居場所となるようにしましょう。
Q 6 安全面や特に何がポイントですか？	例えば、施設の広さや子どもの行きかえり途上、食中毒、食品アレルギーです。 ➤ 施設の安全性や、子どもの送り迎えをどうするか、アレルギー対策の有無の明示などを検討してください。（食中毒対策については、運営マニュアルを参考にしてください。） ➤ もしもの時に備えた保険に必ず加入してください。
Q 7 こども食堂の写真を SNS 等に掲載しても良いですか？	参加者の情報は苦情のもととなるため、むやみに他人へ教えたり、SNS 等で発信したりしないようにしてください。 ➤ 写真を SNS や広報紙等に掲載する場合は、子どもだけではなく、必ず保護者の許可を得るようにしましょう。

(2) 助成内容について

Q 8 特別助成は毎年助成されますか？	特別助成は1年度に1回に限り助成します。 ➤ ただし、その年の1月以降に交付された場合は、翌年度に交付せず、その次の年度から交付します。 例えば、 平成30年4月～12月に交付⇒平成31年度 <u>○交付</u> 平成31年1月～3月に交付⇒平成31年度 <u>×交付</u>、平成32年度 <u>○交付</u>
Q 9 上限額は運営助成に対してあるのですか？	運営助成・特別助成・衛生管理助成すべての合計での上限額となります。 例えば、 ①手作り型を月2回開催した場合 運営助成 20,000 円×24 回＝480,000 円 特別助成 50,000 円 衛生管理助成 8,000 円×5 名＝40,000 円 合計 570,000 円＜上限 700,000 円 助成額は 570,000 円となります。 ②手作り型を月3回開催した場合 運営助成 20,000 円×36 回（月3回）＝720,000 円 特別助成 50,000 円 衛生管理助成 8,000 円×5＝40,000 円 合計 810,000 円＞上限 700,000 円 助成額は 700,000 円となります。 ※上限額の助成とはなりますが、上限額を越える回数 のこども食堂を開催していただいても構いません。

(3) 助成対象経費について

Q 1 0 運営助成の経費 はどういうもの が認められます か？	食材費	食材の購入にかかる経費
	光熱水費	電気、ガス、水道やエアコンの使用にかかる経費
	消耗品費	使い捨てのエプロンやマスク、その他調理用品等や、子どもの遊び道具等の経費
	会場使用料	貸室利用料や機材借用に係る経費
	保険料	ボランティア行事用保険等の経費
	印刷製本費	ポスターやチラシの印刷費等の経費
	報償費	ボランティアへの交通費や講師への謝礼金等の経費
	通信費	電話代や切手代等の経費
Q 1 1 特別助成の経費 はどういうもの が認められます か？	その他	理事長が必要と認める経費
	その他	鍋などの調理器具や食器等の購入にかかる経費 ※備品とは機械器具等その性質、形状を変えることなく、比較的長期にわたり反復使用に耐えるもの。

上記の他、対象となるかわからないものがあればあかしこども財団までお問い合わせください。

(4) その他

Q 1 2 子どもの参加料は無料にしなければなりませんか？	子どもの参加料は無料としてください。 ➤ 参加する子どもたちの食事代を含めた運営経費の助成となります。 ➤ 大人の参加費について特に定めはありません。
Q 1 3 大雨等の災害時の対応はどうしたら良いですか？	みなさんであらかじめ話し合っ中止判断基準を決めてください。 ➤ 台風等による大雨、洪水、暴風が予想されるときへの対応や、地震時や火災などの災害発生時の対応についてあらかじめ話し合っ決めておいてください。
Q 1 4 アレルギー対応は必要ですか？	アレルギー対応をするかどうかの判断は運営者の方にお任せをしていますが、対応の有無はチラシ等に明記していただくようお願いします。
Q 1 5 営業許可を取る必要がありますか？	不特定多数の参加者に食事提供をするためには保健所の営業許可を取る必要がありますが、参加者同士の調理実習という形で開催する場合は、営業許可は取らなくて構いません。
Q 1 6 長期休みの間は開催場所を替えるといったことはできますか？	開催場所の変更は可能です。 ➤ 事前にあかしこども財団への相談のうえで、子どもの参加が十分に見込まれるような広報が条件となります。
Q 1 9 子ども会など特定の子どもを対象として開催しても良いですか？	地域のすべての子どもの居場所となるような運営をお願いします。



一般財団法人あかしこども財団

明石市大明石町 1 丁目 6-1

明石駅前再開発ビル 5 階

TEL : 078-920-9670

FAX : 078-920-9671

Mail : info@akashi-kodomo-zaidan.jp